

鶴岡市 導入促進基本計画 ～ 概要 ～

1 先端設備等の導入の促進の目標

- (1) 先端設備等導入計画の認定：計画期間中に50件程度（年16件）
- (2) 認定事業者の労働生産性：労働生産性が年率3%以上向上

$$\left[\text{労働生産性} = \frac{\text{（営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費）}}{\text{労働投入量（労働者数又は労働者数} \times \text{1人当たり年間就業時間）}} \right]$$



2 先端設備等の種類

中小企業等経営強化法施行規則第1条に規定する指定設備

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

- (1) 対象地域：鶴岡市内全域 (2) 対象業種：全業種
- (3) 対象事業：労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業



4 計画期間

- (1) 導入促進基本計画：5年間 (2) 先端設備等導入計画：3年間、4年間、5年間

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 雇用の安定に配慮（安易な人員削減を目的とした取組は認定対象としない等）
- ② 健全な地域経済の発展に配慮（公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものは認定対象としない等）
- ③ 納税の円滑化及び公平性に配慮（市税を滞納している事業者は認定対象としない等）

中小企業等経営強化法における計画認定要件と固定資産税の軽減要件

	先端設備等導入促進計画の認定	固定資産税の軽減（税額を 1/2 もしくは 1/3 に軽減する）
対象事業者	中小企業者	左記のうち、資本金 1 億円以下の法人（大企業の子会社等を除く） または従業員数 1,000 人以下の個人事業主等
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 ◆測定工具及び検査工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア <p>※地方税法の改正（令和 5 年 4 月 1 日施行）により、 「機械装置と同時に整備する建屋」「構築物」は対象から除外</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 (160 万円以上) ◆測定工具及び検査工具 (30 万円以上) ◆器具備品 (30 万円以上) ◆建物附属設備（※） (60 万円以上) <p style="text-align: right;">(最低取得価格)</p> <p>※家屋と一体となって効用を果たすものを除く</p>
	・鶴岡市では、上記全ての指定設備が対象	<ul style="list-style-type: none"> ・年平均の投資利益率（※）が 5 % 以上となることが見込まれるもの ※（営業利益＋減価償却費）の増加額／設備投資額 ・生産、販売活動等の用に直接供されるもの（中古資産を除く）
期間	中小企業者：認定から 3、4、5 年	令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日まで取得